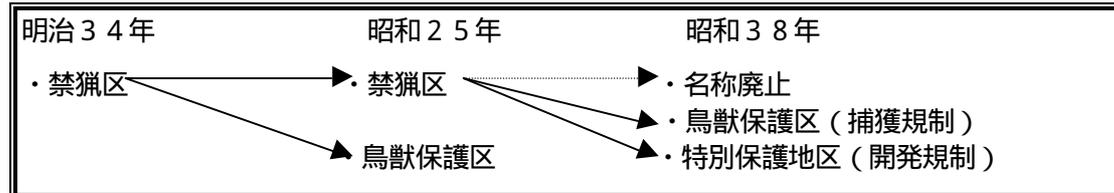


鳥獣保護区制度の概要

1. 鳥獣保護法及び鳥獣保護区の目的

- 法の目的・・・直接目的：鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除、危険の予防
 究極目的：生活環境の改善、農林水産業の振興
 狩猟鳥獣（47種）を指定し、それ以外は原則捕獲を禁止
 鳥獣保護区の目的・・・鳥獣の保護繁殖

2. 鳥獣保護区の歴史の変遷



明治34年	鳥獣の保護繁殖のため禁猟区制度の創設
大正7年	狩猟法全面改正（基本的考え方は現行法まで継承）
昭和25年	鳥獣保護区制度の創設（捕獲及び開発行為の規制）
昭和38年	鳥獣保護及狩猟二関スル法律に改称。従来の禁猟区を鳥獣保護区へ、鳥獣保護区を特別保護地区へ移行
昭和53年	国設鳥獣保護区の絞り込み（国有地の割合等による基準を削除）
平成11年	特定鳥獣保護管理計画制度の創設
平成12年	第9次鳥獣保護事業計画の基準において、鳥獣保護区の目的に生物多様性の保全を明記。また、新たな設定区分として「生息地回廊の保護区」を追加。

* 以下のいずれかの要件を満たすものを国設鳥獣保護区、それ以外を都道府県設鳥獣保護区として区分。

- 国立、国定公園を中心とする代表的な大規模鳥獣生息地
- 国際条約により保護の対象となっている渡り鳥等の重要な集団渡来地
- 国内を代表する大規模な集団繁殖地
- 代表的な希少鳥獣生息地

3. 鳥獣保護区における規制内容等

鳥獣保護区・・・鳥獣の捕獲規制

特別保護地区・・・木竹の伐採、水面の埋立・干拓、工作物の設置を規制

* 鳥獣保護区は、20年を上限とした設定期間を定めることとされている。

4. 鳥獣保護区総括表

	国 設		都道府県設		合 計		
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	割合
鳥獣保護区	54	493	3,831	3,090	3,885	3,583	9.48%
うち特別保護地区	42	112	584	149	626	261	0.69%

注1) 面積の単位は、千ha

注2) 割合は、国土面積に対するもの